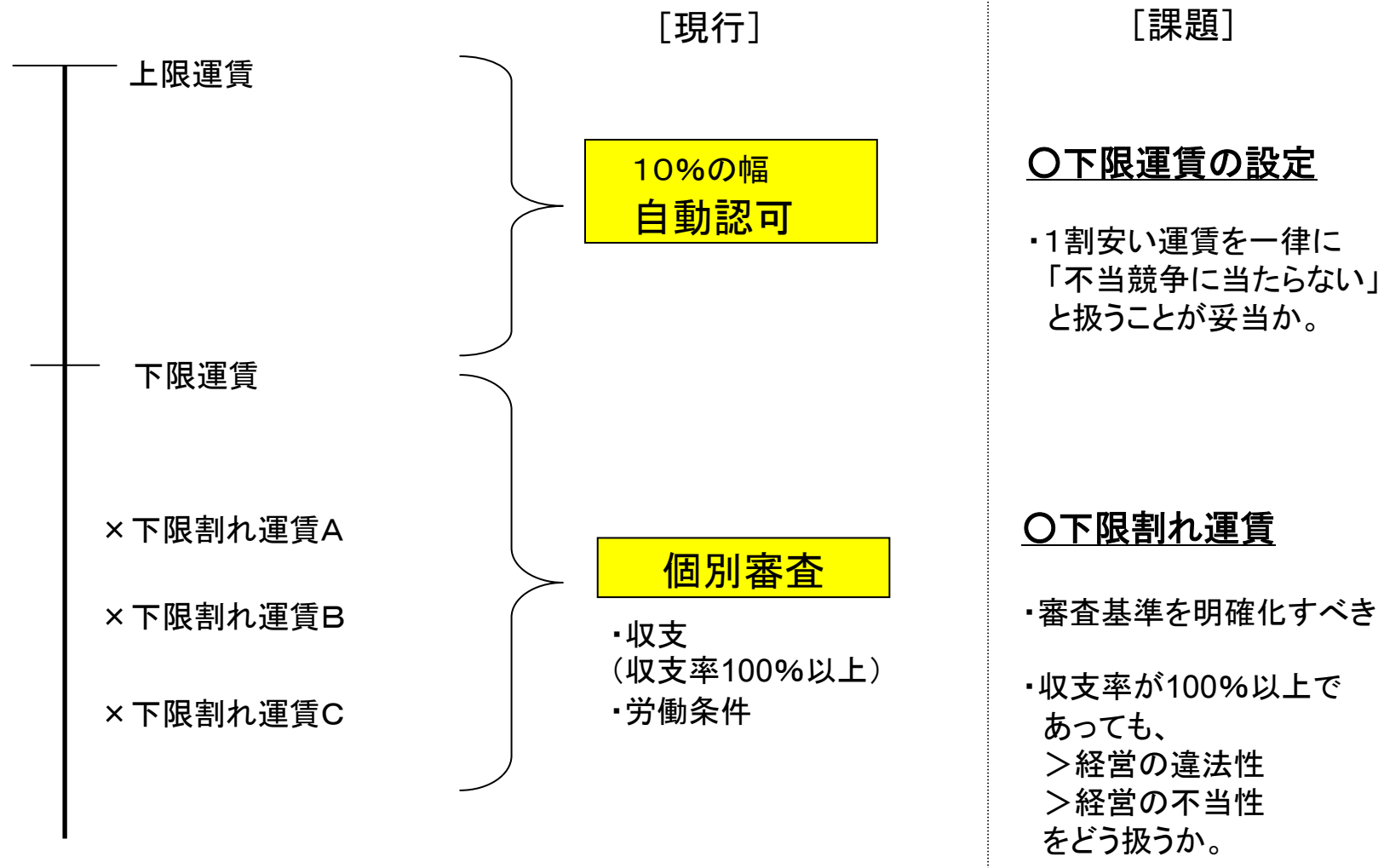


タクシー事業に係る運賃制度について
(第2回会議(H21.6.4)分)

タクシー運賃の審査に関する基本的な課題 (イメージ)

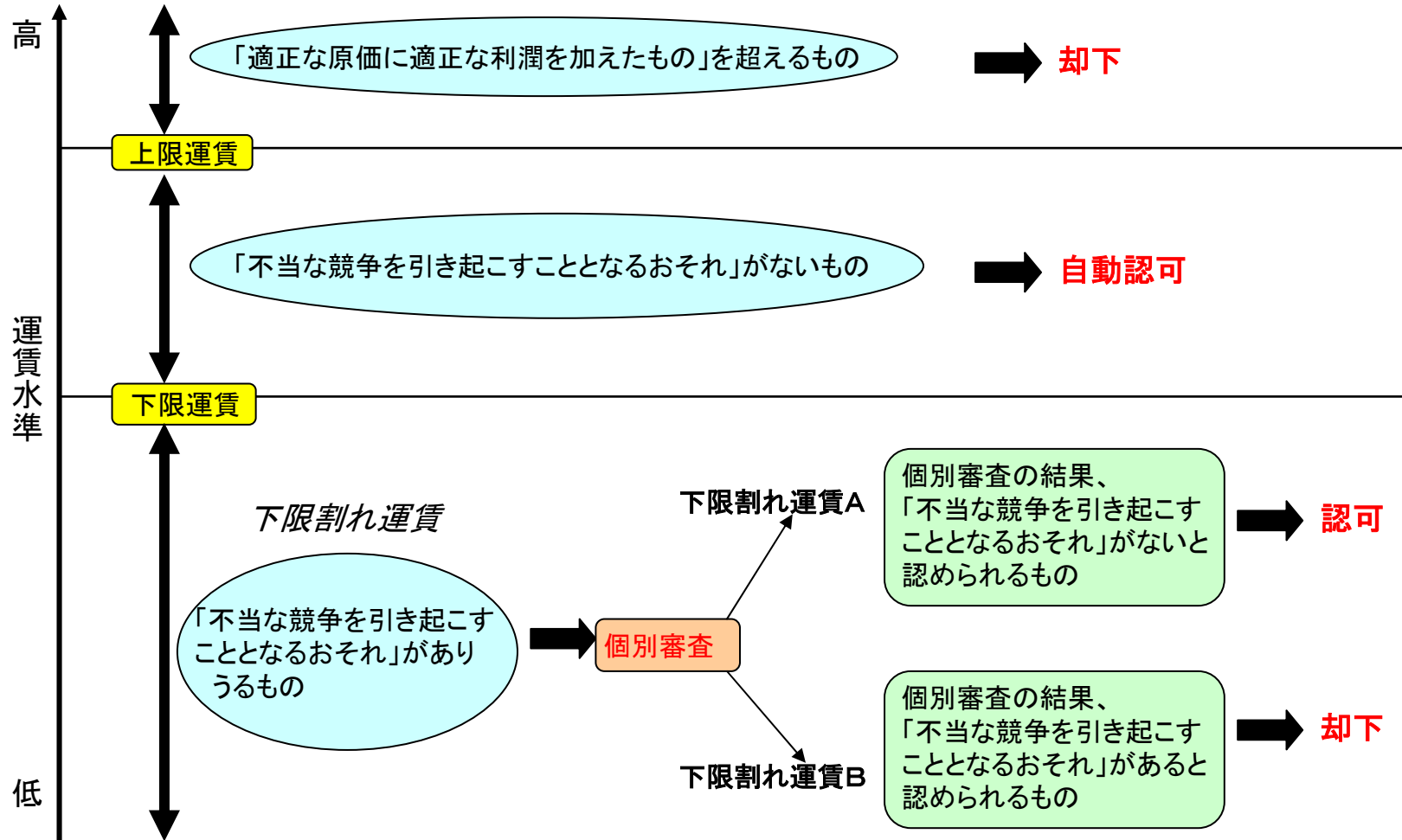


タクシーの自動認可運賃制度等の法令上の考え方(イメージ)

道路運送法第9条の3

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

- 一 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであること。
- 二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 三 他の一般旅客自動車運送事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものであること。
- 四 運賃及び料金が対距離制による場合であつて、国土交通大臣がその算定の基礎となる距離を定めたときは、これによるものであること。



下限運賃の設定に係る主な論点

- ① 「自動認可運賃」は、個別事業者の原価計算書類等を個別に審査せず、申請が出されれば自動的に認可する運賃だが、これは、本来、行政において、当該運賃が「不当な競争を引き起こすこととなるおそれ」が全くないと認められることから、このような運用を行っているもの。
- ② どのような事業者であっても自動的に認可する以上、その運賃は、行政として、不当な競争を引き起こすこととなるおそれが全くないと信ずるに足る水準であるべき。
- ③ 現行の運用上は、自動認可運賃の幅は、全国一律で10%となっているが、これは、現行の幅運賃制度を導入した当時、地域によって現に10%程度の幅が存在し、それが特段の問題を生じていないという経緯を踏まえて設定したにすぎないもの。上記のような「自動認可運賃」の考え方を踏まえると、このような全国一律10%という幅の設定方法は合理的とは言えないのではないか。
- ④ そもそも、費用構造等に大きな差がないタクシー事業において、全国一律10%という幅は、地域によっては大きすぎることとなる場合もありうるのではないか。
特に市場規模の小さな地方部（流し営業の少ない地域）では、低額運賃事業者に利用者が集中しがちとなり、他の事業者も追随せざるを得なくなることから、自動認可運賃の幅が大きいと、運賃競争が激化し、運転者の労働条件の悪化をはじめ、地域全体でタクシー事業の疲弊を招くことにならないか。

- ⑤ 以上を踏まえると、地域によって、自動認可運賃として容認しうる幅は異なるので、地域の実情に即した幅を設定してはどうか。
- ⑥ その際、自動認可運賃が「不当な競争を引き起こすこととなるおそれ」が全くないと認められる水準であることを担保するためには、下限運賃についても、各地域の実績値に基づきこれを設定することが適当ではないか。
- ⑦ 例えば、自動認可運賃の上限は、地域の平均的な経営を行っている事業者の収支が償う水準の運賃であるが、下限は、実績において最も効率的な経営を行った場合に収支が償う水準の運賃としてはどうか。
- ⑧ ただし、その場合の“効率的な経営”の審査は、費目ごとに行うべきであり、不当競争を防止するという観点で、効率的な経営の有無による差異を認めるべき経費と、認めるべきではない経費（すなわち地域の平均的な数値を固定値とする等）を峻別する必要があるのではないか。
- ⑨ 例えば、少なくとも人件費については、タクシーの場合、経営の効率化を図ることは、すなわち人件費の削減を意味し、運転者の労働条件の悪化を招く可能性が高いため、運転者の労働条件の確保の観点から、下限運賃の設定においても、上限運賃の設定と同じ水準（地域の平均的な水準の人件費）で査定すべきではないか。

総走行キロ(1km)当たりの運送原価

地区	運送原価 I + II + III + IV	運送費 I						一般管理費 II	営業外費用 III	適正利潤 IV
		運転者人件費	その他人件費	燃料油脂費	車両修繕費	車両償却費	その他運送費			
札幌A地区	127.22 (100)	80.54 (63.31)	6.21 (4.88)	10.53 (8.28)	2.60 (2.04)	2.70 (2.12)	7.52 (5.91)	11.65 (9.16)	0.88 (0.69)	4.59 (3.61)
新潟A地区	143.78 (100)	90.08 (62.65)	11.00 (7.65)	9.48 (6.59)	3.48 (2.42)	2.34 (1.63)	10.52 (7.32)	11.07 (7.70)	2.29 (1.59)	3.52 (2.45)
石川地区	165.39 (100)	90.84 (54.92)	4.38 (2.65)	12.61 (7.62)	5.97 (3.61)	3.96 (2.39)	15.38 (9.30)	27.16 (16.42)	2.06 (1.25)	3.03 (1.83)
金沢地区	146.80 (100)	86.85 (59.16)	4.09 (2.79)	10.35 (7.05)	4.98 (3.39)	4.77 (3.25)	14.11 (9.61)	17.76 (12.10)	1.47 (1.00)	2.42 (1.65)
東京地区 (特別・武三)	179.86 (100)	121.59 (67.60)	5.40 (3.00)	9.89 (5.50)	2.64 (1.47)	3.67 (2.04)	11.24 (6.25)	17.89 (9.95)	1.91 (1.06)	5.63 (3.13)
茨城地区	174.45 (100)	100.31 (57.50)	4.49 (2.57)	10.06 (5.77)	4.48 (2.57)	7.32 (4.20)	13.17 (7.55)	26.77 (15.35)	2.51 (1.44)	5.34 (3.06)
名古屋地区	154.14 (100)	89.24 (57.90)	9.55 (6.20)	10.70 (6.94)	4.34 (2.82)	4.60 (2.98)	15.31 (9.93)	10.83 (7.03)	0.97 (0.63)	8.60 (5.58)
和歌山市域 地区	129.37 (100)	66.51 (51.41)	5.86 (4.53)	11.10 (8.58)	4.18 (3.23)	2.28 (1.76)	13.96 (10.79)	18.44 (14.25)	1.69 (1.31)	5.35 (4.14)
広島A地区	126.62 (100)	77.01 (60.82)	2.80 (2.21)	10.11 (7.98)	3.26 (2.57)	3.18 (2.51)	8.06 (6.37)	16.62 (13.13)	1.54 (1.22)	4.04 (3.19)
岡山地区	140.15 (100)	79.66 (56.84)	9.42 (6.72)	10.39 (7.41)	2.81 (2.00)	3.92 (2.80)	11.11 (7.93)	15.22 (10.86)	1.21 (0.86)	6.41 (4.57)
福岡A地区	134.15 (100)	76.90 (57.32)	5.54 (4.13)	10.16 (7.57)	2.06 (1.54)	2.96 (2.21)	8.91 (6.64)	17.92 (13.36)	1.52 (1.13)	8.18 (6.10)
鹿児島A地区	131.28 (100)	74.81 (56.99)	4.09 (3.12)	11.12 (8.47)	2.72 (2.07)	2.33 (1.77)	12.52 (9.54)	17.94 (13.67)	0.89 (0.68)	4.86 (3.70)
沖縄本島地区	77.66 (100)	47.45 (61.10)	3.74 (4.82)	9.03 (11.63)	2.19 (2.82)	0.89 (1.15)	3.83 (4.93)	8.08 (10.40)	0.76 (0.98)	1.69 (2.18)

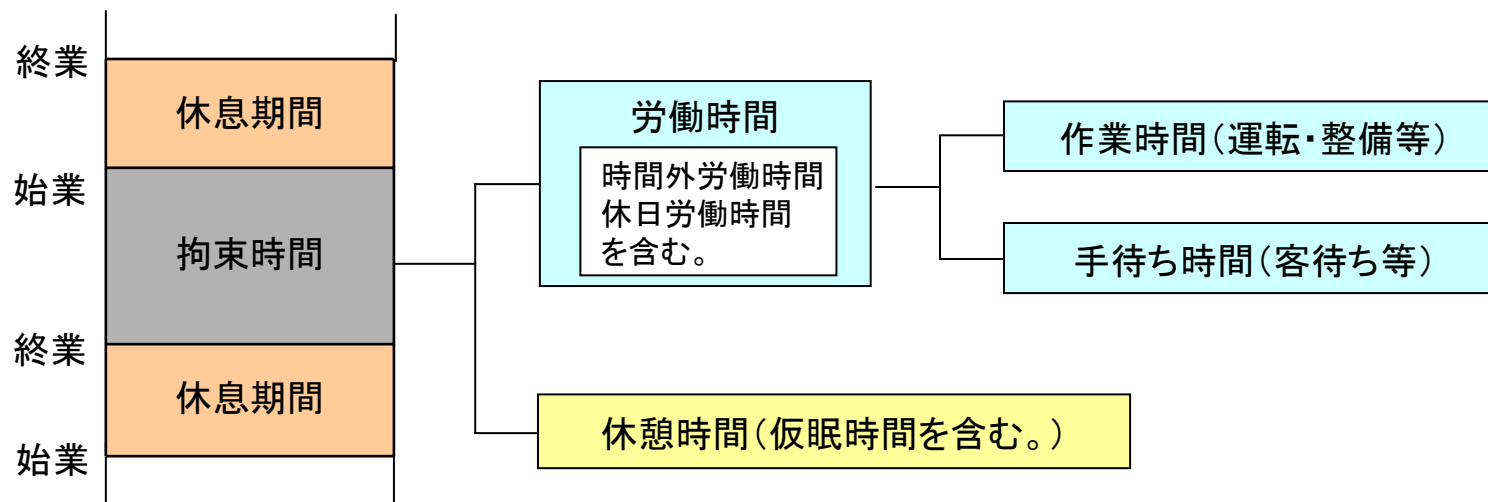
()は、運送原価を100とした場合の割合。

(参考)タクシー事業における運送原価について

運送原価	営業費	運送費	人件費	運転者人件費	(給与、手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、賞与)
				その他人件費	(運行管理者、整備管理者、事務員)
			燃料油脂費	燃料費	(LPG、ガソリン、軽油)
				油脂費	
			車両修繕費		(主に所有車両に係る修繕費)
			車両償却費		(所有車両に係る償却費)
		その他運送費	その他償却費	(営業所、車庫等に係る償却費)	
			その他修繕費	(営業所、車庫等に係る修繕費)	
			諸税	(自動車税、自動車重量税、その他)	
			保険料	(自賠責保険料、任意保険、その他)	
			車両リース料		
			その他	(被服費、水道・光熱費、通信運搬費、交際費、施設使用費、備・消耗品費)	
		一般管理費	人件費	役員報酬	(取締役、監査役報酬)
				その他	(役職員人件費)
			諸税	諸税	(事業税)
	その他経費		その他	(被服費、水道・光熱費、通信運搬費、交際費、施設使用費、備・消耗品費)	
	営業外費用		金融費用	(車両購入費、施設改善費)	
			車両売却損	(車両売却に係る費用)	
			その他		
	適正利潤				

(参考) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容

○ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)は、タクシー等の自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るための拘束時間、休息期間等の基準を定めている。



○ 改善基準の概要[タクシー関係](抄)

1 拘束時間(始業から終業までの時間)

日勤勤務のタクシー運転者	
1か月	299時間
1日	原則 13時間 (最大 16時間)

隔日勤務のタクシー運転者	
1か月	262時間
2暦日	原則 21時間

2 休息期間(勤務と勤務の間の自由な時間)

日勤勤務のタクシー運転者	
継続8時間以上	

隔日勤務のタクシー運転者	
継続20時間以上	

3 休日労働 2週間に1回

(参考) 乗務距離の最高限度等について

○旅客自動車運送事業運輸規則 (昭和31年運輸省令第44号) (抄)

(乗務距離の最高限度等)

第二十二條 交通の状況を考慮して地方運輸局長が指定する地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者は、次項の規定により地方運輸局長が定める乗務距離の最高限度を超えて当該営業所に属する運転者を事業用自動車に乗務させてはならない。

- 2 前項の乗務距離の最高限度は、当該地域における道路及び交通の状況並びに輸送の状態に応じ、当該営業所に属する事業用自動車の運行の安全を阻害するおそれのないよう、地方運輸局長が定めるものとする。
- 3 地方運輸局長は、第一項の地域の指定をし、及び前項の乗務距離の最高限度を定めたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

【最高乗務距離一覧】

指定地域	最高乗務距離	指定地域	最高乗務距離
東京特別区・武三地区	365km	堺市	350km
横浜市	365km	神戸市	350km
川崎市	365km	芦屋市	350km
横須賀市	365km	西宮市	350km
京都市	365km	尼崎市	350km
大阪市	350km	明石市	350km
布施市	350km	福岡市	360km
守口市	350km		

(参考) 運行記録計による記録を義務づける地域の指定状況について

※平成20年12月1日現在

運輸局	営業区域	指定日	定める日 (実施日)	最高乗務 距離
北海道	(1)札幌市、江別市、石狩市(ただし、平成17年10月1日に編入された旧厚田村及び旧浜益村の区域を除く。)及び北広島市の区域 (2)小樽市の区域 (3)函館市(ただし、平成16年12月1日に編入された旧南茅部町の区域を除く。)及び北斗市の区域 (4)旭川市の区域 (5)室蘭市の区域 (6)苫小牧市の区域 (7)釧路市(ただし、平成17年10月11日に新設された釧路市における旧釧路市の区域に限る。)及び釧路町の区域 (8)帯広市の区域 (9)北見市(ただし、平成18年3月5日に新設された北見市における旧北見市及び旧端野町の区域に限る。)の区域	H18.12.20	H19.12.20	—
東北	仙台市	H18.12.22	H19.12.1	—
北陸信越	新潟交通圏(新潟A(新潟市のうち、平成17年3月21日合併前の新潟市及び平成17年3月21日に編入された旧豊栄市、旧蒲原郡亀田町の区域)、北蒲原郡聖籠町の区域)	H20.4.25	H21.4.1	—
関東	特別区・武三交通圏、京浜交通圏	H18.9.27	H18.10.1	365km
	東京:北多摩交通圏、南多摩交通圏、西多摩交通圏 神奈川:県央交通圏、湘南交通圏 千葉:京葉交通圏 埼玉:県南西部交通圏(東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、入間郡越生町、比企郡滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町及び秩父郡東秩父村の区域を除く。)	H18.12.28	H19.12.27	—
中部	名古屋交通圏	H18.12.25	H19.12.1	—

運輸局	営業区域	指定日	定める日 (実施日)	最高乗務 距離
近畿	大阪:大阪市、豊中市、吹田市、守口市、門真市、東大阪市、八尾市、堺市(平成17年2月1日に編入された旧南河内郡美原町の区域を除く。) 京都:京都市(平成17年4月1日に編入された旧北桑田郡京北町の区域を除く。) 兵庫:神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、明石市	H18.10.1	H18.10.1	350km
	大阪:池田市、箕面市、茨木市、高槻市、摂津市、三島郡、松原市、藤井寺市、柏原市、羽曳野市、伊丹市、宝塚市、川西市、川辺郡	H18.12.28	H19.12.28	—
	大阪:枚方市、寝屋川市、交野市、四条畷市、大東市	H20.5.1	H21.4.30	—
中国	広島交通圏(広島市(平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域を除く。)、廿日市市(平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月3日編入の佐伯郡大野町、宮島町の区域を除く。)、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町)	H18.12.4	H19.12.1	—
九州	福岡交通圏	H18.9.29	H18.10.1	360km

(参考) 運送引受義務について

■ 鉄道営業法第6条第2項の鉄道事業者に対する旅客運送の引受義務について(「新鉄道法制」山口真弘著)

① 総説

○「鉄道運送事業は、一般国民の日常生活及び経済生活に不可欠の事業である」から「運送の引受を事業者の自由に放任して置くことは、鉄道の利用者の利益を保護するために適当でない。そこで、鉄道事業法は、一定の場合に鉄道運送事業者が運送の引受を拒絶し得ない旨を定め」ている。

○「鉄道運送事業者に対する契約締結の強制は、鉄道事業の性質にかんがみ、利用者の利益を保護するためのものであり、鉄道事業の公益性に関する基本的な条項である。」

○「鉄道運送事業に対する運送引受義務は一般公衆の面からみれば、誰でも、何時でも、当該事業を利用することができる機会が与えられることを意味する。これは、一般公衆が、当該鉄道を具体的に利用すると否とにかかわらず、当該鉄道の利用の可能性が、普遍的に提供されることを意味する。このような…利用の可能性を普遍的に提供することは、鉄道事業の公共性の根幹をなすものである。」

② 運送強制の意味

○「運送強制は、契約の締結についての鉄道運送事業者に対する強制、すなわち、運送の申込に対し、これを引受ける義務を負うことを意味する。…運送の引受の義務を負うのであって、運送の実行の義務を負うことではない。運送契約の締結後において、運送の実行のために行うべき、貨物の受取、輸送、荷受人への引渡は、運送契約の効力として行うべき行為であって、鉄道営業法6条に基づき、強制されるわけではない。まお、鉄道営業法4条2項には、附添人なき重病者の乗車は、これを拒絶することができる旨が定められているが、これは、運送契約の締結後の、運送の実行の段階において、現実の乗車を拒絶することができる旨を定めているのであって、ここにいう運送強制に関する問題ではない。

○「鉄道運送事業者の引受をまたず、旅客又は荷主の一方的な意思表示により、運送契約が成立することはない。」

○「鉄道営業法…に定める運送強制は、運送の申込に対し、これを引受ける義務を負うことであって、運送の実行の義務を負うことではない。したがって、運送契約の成立後、たとえば鉄道営業法6条1項に掲げる事項の一を欠くに至った場合にも、同項による要件を具備しないものとして、運送の実行を拒絶し得ると解すべきではない。これは履行不能による危険負担、債務不履行又は鉄道営業法17条の問題として、処理すべきである。」

(鉄道営業法17条…旅客、荷送人による契約の解除に関する規定)

(参考) 運送引受義務とクリームスキミング

■ 運送引受義務によってクリームスキミングを禁止することは可能か。

① 「新鉄道法制」(山口真弘著)によれば、運送引受義務は「運送の実行の義務」ではなく、「運送の申し込みを引き受ける義務」である。



② 運送引受義務は「運送の申し込みを引き受ける義務」であるから、運送の申し込みを引き受けることが可能であるにも関わらず、それを引き受けないことを禁止するものであり、すなわち「乗車拒否の禁止」を定めているものであると考えられる。



③ タクシー事業者が営業時間外である場合、仮に運送の申し込みがあっても、それを引き受けることができる状態にはないことから、この場合に運送引受義務違反は発生しないと考えられる。



④ 逆に言えば、営業時間外のタクシー事業者に対して、運送引受義務は発生しない。
(道路運送法上、タクシー事業者は24時間営業を行う義務が課せられておらず、営業を行わない時間帯がある事業者が存在すること自体は問題とは言えない。)



⑤ よって、運送引受義務によって、クリームスキミングを禁止することはできないと考えられる。

(参考) 運送引受義務について

■ 道路運送法の運送引受義務に関する規定

○ 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)

(運送引受義務)

第十三条 一般旅客自動車運送事業者(一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。次条において同じ。)は、次の場合を除いては、運送の引受けを拒絶してはならない。

- 一 当該運送の申込みが第十一条第一項の規定により認可を受けた運送約款(標準運送約款と同一の運送約款を定めているときは、当該運送約款)によらないものであるとき。
- 二 当該運送に適する設備がないとき。
- 三 当該運送に関し申込者から特別の負担を求められたとき。
- 四 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 五 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、国土交通省令で定める正当な事由があるとき。

○ 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)

(運送の引受け及び継続の拒絶)

第十三条 一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者は、次の各号のいずれかに掲げる者の運送の引受け又は継続を拒絶することができる。

- 一 第四十九条第四項の規定による制止又は指示に従わない者
- 二 第五十二条各号に掲げる物品(同条ただし書の規定によるものを除く。)を携帯している者
- 三 泥酔した者又は不潔な服装をした者等であつて、他の旅客の迷惑となるおそれのある者
- 四 付添人を伴わない重病者
- 五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症(同法第七条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。)の患者(同法第八条(同法第七条において準用する場合を含む。)の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。)又は新感染症の所見がある者

※第四十九条第四項の規定による制止・指示…運送の安全の確保、事業用自動車内の秩序の維持のため、旅客の事業用自動車内における法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為に対して乗務員が行う制止、指示。

※第五十二条各号に掲げる物品…火薬類、死体等

(参考) 割引運賃に対する審査について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について (抜粋)
(平成13年10月26日国自旅第101号通達)

5. 定額運賃、運賃の割引、運賃の割増及び料金の取扱いについて

(2) 運賃の割引に係る申請の処理

以下に掲げる運賃の割引に係る認可申請については、認可要件に沿って、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでないか、又は他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないかについて審査することとする。

イ 遠距離割引及び営業的割引

遠距離割引及び営業的割引に係る認可申請については、当該申請に係る運賃適用地域において既に定着しており、施行規則第10条の3第3項の規定に基づき原価計算書等の添付の必要がないと認める場合として公示したものに該当するときには、申請の公示を省略するとともに、標準処理期間によることなく速やかに処理を行うものとする。

また、これらの認可申請に係る運賃の割引が、当該割引を行うことによって生じる申請事業者の減収額が総運送収入の1割以内であることについて確認がなされたものとして施行規則第10条の3第3項の規定に基づき公示したものに該当するときは、簡素化した書類の添付をもって足りることとし、標準処理期間によることなく速やかに処理を行うものとする。

ロ 試行的な割引

運賃の割引の多様化を図るとの観点から、事業者の創意工夫による新たな運賃の割引については、期間、地域、利用者等について限定を付した上で、当該割引を行うことによって生じる申請事業者の減収額が総運送収入の1割以内であることについて確認がなされたものとして施行規則第10条の3第3項の規定に基づき公示したものに該当するときは、簡素化した書類の添付をもって足りることとし、標準処理期間によることなく速やかに処理を行うものとする。

(参考)道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)(抄)

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請)

第十条の三 法第九条の三第一項の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定(変更)認可申請書を提出するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 設定又は変更しようとする運賃及び料金を適用する営業区域
 - 三 設定又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法(変更の認可申請の場合には、新旧の運賃及び料金(変更に係る部分に限る。)を明示すること。)
 - 四 変更の認可申請の場合は、変更を必要とする理由
- 2 前項の申請書には、原価計算書その他運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類を添付するものとする。
- 3 申請する運賃及び料金が地方運輸局長が前項の書類の添付の必要がないと認める場合として公示したものに該当するときは、同項の書類の一部又は全部の添付を省略することができる。

○道路運送法施行規則第十条の三第三項に基づく公示の例(北陸信越運輸局の例)

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の申請に際し、原価計算書等を省略できる場合について道路運送法施行規則第10条の3第3項に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の申請に、原価計算書その他運賃及び料金の算出の基礎を記載した書類(以下「原価計算書等」という。)の添付が必要ないと認める場合を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年7月1日 北陸信越運輸局長

記

1. 原価計算書等の添付の必要がないと認める場合
 - (1) 申請しようとする基本運賃が、公示した自動認可運賃と同一である場合。
 - (2) 申請しようとする運賃及び料金が、介護保険サービス等と連続して行う要介護者等の輸送サービス(以下「介護輸送サービス」という。)に限り適用される場合。ただし、提供される介護輸送サービスの内容と比較して、運賃の額が著しく低額でもつばら名目的なものにすぎないと認められるときを除く。
2. 原価計算書等の一部の添付を省略できる場合
既に認可を受けている基本運賃が自動認可運賃の範囲内であって、さらに運賃の割引又は運賃の割増率の引き下げを行うことによって生じる申請事業者の減収額が総運送収入の1割以内であることについて確認がなされた場合(確認を行おうとする場合をむ)。ただし、この場合においては、当該運賃の割引又は運賃の割増率の引き下げに関する直近(少なくとも申請日前6か月間)の輸送実績、運送収入、実績年度の総運送収入等の書類を添付することとする。

(参考) 各種割引運賃について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について (抜粋)
(平成13年10月26日国自旅第100号通達)

1. 運賃

(1) 及び(2) (略)

(3) 距離制運賃

ハ. 距離制運賃の割引

① 公共的割引

(ア) 身体障害者割引は、身体障害者福祉法による身体障害者手帳を所持している者に適用するものとし、割引率は1割とする。

(イ) 知的障害者割引は、都道府県知事(政令指定都市にあっては、市長)の発行する知的障害者の療育手帳を所持している者に適用するものとし、割引率は1割とする。

(ウ) (ア)、(イ)以外の法令等で対象が限定される者に対する福祉的な割引については、以下のa～cに掲げる者その他の対象者の種類ごとに、事業者の申請に基づき個別に設定するものとし、割引率は1割とする。

a 精神障害者

精神保健及び精神障害者福祉法に規定する精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者

b 被爆者

原子爆弾被爆者援護法に規定する被爆者健康手帳の交付を受けている者

c 戦傷病者

戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者

② 遠距離割引

遠距離割引は、5,000円(地域の実情に応じてこれより低い金額を地方運輸局長が定めることができる。)以上の一定のメーター表示額(基準額という。)に相当する距離を超える遠距離旅客に対し適用するものとし、割引は基準額を超える部分の額に一定割合を乗じた額を割り引く方法で行うものとする。

割引の方法については、利用者への分かりやすさを担保するため原則として、基準額及び割引率を逡増させる場合の区切りの額については1,000円単位とし、割引率は1割単位とするものとする。

③ 営業的割引

主に需要喚起を目的として設定される運賃の割引(①及び②を除く。)であって、利用者間に不当に差別的取扱いをするものでなく、かつ、他の事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないと認められる場合に設定されるものとする。

(ア) 割引率

割引率については、特段の定めがない限り、事業者の申請に基づき設定することができるものとする。

(イ) 割引の種類等

割引の種類は、次に掲げるもののほか、事業者の申請に基づき設定することができるものとする。

a タクシークーポン券割引・プリペイドカード割引

タクシークーポン券、プリペイドカード等の購入者に対して適用する割引。

b その他の営業的割引

i 利用回数・金額割引

一定の利用回数及び利用金額に応じた運賃の割引(viiiに該当するものを除く。)

ii 往復割引

同一の区間を往復運送する場合の運賃の割引。

iii 定期券割引

一定の通用期間内において、特定の区間を不定回数利用する場合の割引。

iv 回数券割引

一定の通用期間内において、特定の区間を一定回数利用する場合の割引。

v 乗り継ぎ割引

他の交通機関と乗継ぎを行う場合又は他の交通機関と組み合わせて乗車券等を販売する場合に適用できる運賃の割引。

vi 大量配車・団体割引

同時に複数台数の配車要請又は所定の人数以上の団体による配車要請があった場合に適用する運賃の割引。

vii 特定日割引

需要の少ない特定の曜日等割引の対象となる日を限定した運賃の割引。

viii 大口割引

営業所において一定期間以上継続して相当の額の運送契約が締結される場合に適用する運賃の割引。

割引率は、事業者の申請に基づき、3割以内の範囲で、利用金額、利用回数、契約期間等に応じて段階的に設定できるものとし、運送契約ごとに適用できるものとする。

ix 主催旅行割引

旅行会社が企画・募集・販売する主催旅行に係る運送契約を当該旅行会社と締結する場合に適用する運賃の割引。割引率は、事業者の申請に基づき、5割以内の幅で設定することができるものとし、運送契約ごとに適用できるものとする。